



センチュリー21京都ハウスの

ロフトピアシリーズ

■建築条件付土地とは、土地売買契約後3ヶ月以内に赤字又は赤字が指定する建設業者と住家の建築請負契約を締結していくことを条件として販売します。この期間内に住家を建築しないことが確定したとき、または住家の建築請負契約が成立しなかった場合は土地売買契約(白紙)となり、受領した全額を返却します。